

定例記者会見 令和5年3月27日(月) 11時00分～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 教育研究支援課 (電話059-229-3528)	教育研究・情報教育担当副参事 堀内 晋三

令和5年4月1日
三重大学・津市
子ども教育センターを開設

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

令和5年4月1日

三重大学・津市

子ども教育センターを開設



令和5年3月27日

三重大学教育学部と津市教育委員会の主な連携

連携協定締結(平成16年)

～教員の養成、研修、学校教育活動への支援、調査・研究等～

大学隣接中学校区の学校園への学習及び活動支援(平成18年度～)

～橋北中・一身田中学校区における連携活動～

津市内在住の外国人中学生の学びを共同支援(平成29年度～)

～学校へ行こう！ in 津市 大学見学ツアー～

観音寺地区放課後児童クラブどんぐり会の新設(平成30年度)

～附属学校の敷地内に専用施設を新築・移転～

学習支援システム(津市e-Learningポータル)の構築(令和2年度～)

～コロナ禍による児童生徒の学びを保障・ICT教育の充実～

開設日・所在地

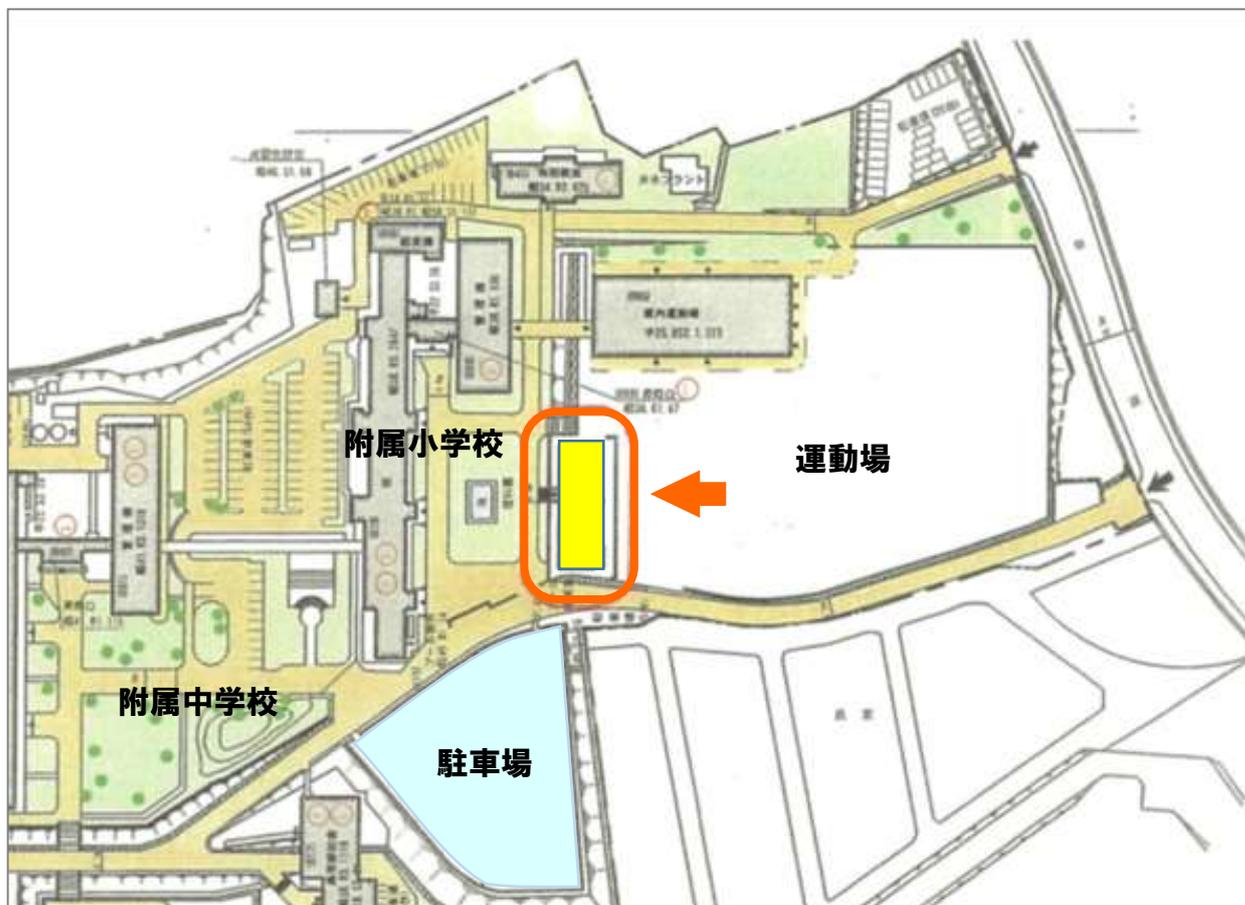
開設日

令和5年4月1日(土)

所在地

津市観音寺359番地

三重大学教育学部附属学校 総合棟1階



センターの機能

三重大学・津市子ども教育センター

三重大学
教育学部

施設設備

先進的な教育支援（人材育成、教材開発、研修の実施、専門的な教育）

通級指導教室

（あゆみ教室1・2、はばたき教室）

- 修成小学校から言語通級指導教室(2教室)の指導場所を変更
- 情緒等通級指導教室(1教室)を新設
- 約40人が利用見込み
- 3名の教員(県費)が指導、支援

連絡先 059-229-3243

教育相談室

- 津市教育研究所(津市乙部)から移転
- 幼児・児童・生徒とその保護者、教職員を対象にこころや体の発達、行動、生活や学習の教育相談を行う
- 2名の専門(学校心理士等)の相談員(市費)が常駐

連絡先 059-223-4380

教育支援センター

（ほほえみ教室）

- 津市教育研究所(津市乙部)から移転
- 不登校児童生徒の集団生活への適応等を行う
- 一日20人程度が利用見込み
- 3名の指導員(県費2、市費1)が指導、支援

連絡先 059-221-6038

津市教育委員会

三重大学教育学部附属学校(幼・小・中・特別支援)、津市立幼小中・義務教育学校

施設内レイアウト



情緒等通級指導教室
(はばたき教室)



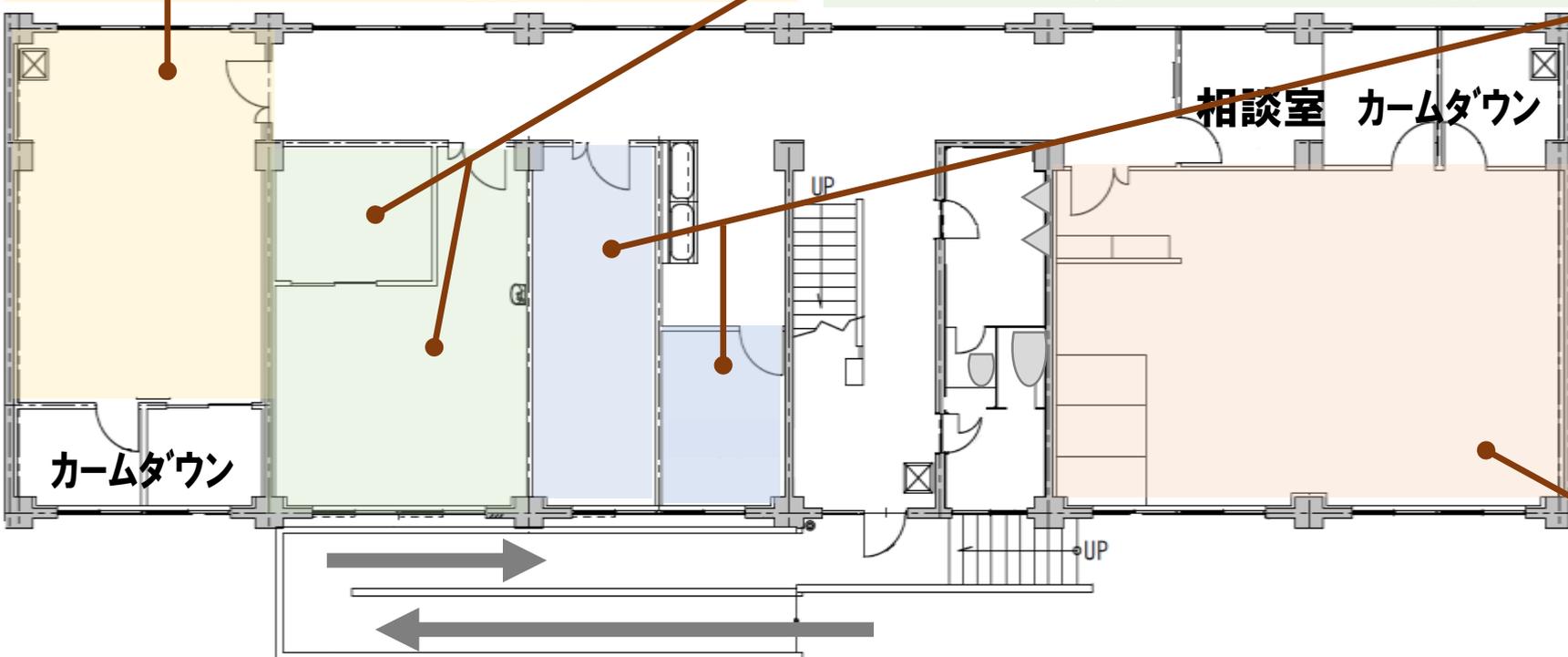
言語通級指導教室
(あゆみ教室1、あゆみ教室2)



教育相談室



教育支援センター
(ほほえみ教室)



お披露目式・見学会

お披露目式

日時 令和5年3月27日(月)15:00～

内容

- 三重大学学長挨拶
- 津市長挨拶
- テープカット

大学側:学長・学部長・副学部長・特命副学長

津市側:市長・教育長・教育委員2名

※参加者約30名

※式終了後、施設の一般公開



見学会

日時 令和5年3月28日(火)・29日(水)
両日とも 14:00～16:00

対象 通室児童生徒、保護者

問い合わせ

三重大学 教育学部チーム

〒514-0062 津市観音寺町359番地

電話番号 059-213-2500

ファクス 059-213-2501

E-Mail edus-l@ab.mie-u.ac.jp

津市教育委員会事務局 教育研究支援課

〒514-8611 津市西丸之内37番8号

電話番号 059-229-3528

ファクス 059-229-3017

E-Mail 226-3164@city.tsu.lg.jp



定例記者会見 令和5年3月27日(月) 11時00分～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 健康づくり課 (電話059-229-3310)	健康医療担当参事(兼) 健康づくり課長 米倉 一美

令和5年4月1日(土) 開始
津市新生児聴覚スクリーニング検査
費用助成事業

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

令和5年4月1日(土)開始

津市新生児聴覚スクリーニング検査

費用助成事業

令和5年3月27日

事業の概要

目的

新生児聴覚スクリーニング検査に係る費用の助成を行うことで、子どもの聴覚障がいの早期発見と早期支援を図り、子育て家庭における経済的負担を軽減します。

予算額 509万円（対象者延べ1,551人）

【内訳】

扶助費	465万円	初回検査	1,529人見込み
		再検査	22人見込み
委託料	44万円	データ入力業務委託料	

費用助成の対象となる検査（検査の流れ）

初回検査

おおむね生後2・3日頃に
医療機関等にて実施

助成対象

正常な反応
(パス)

再検査を要する
(リファー)

再検査

おおむね生後1週間以内に
医療機関等にて実施

助成対象

正常な反応
(パス)

精密検査を要する
(リファー)

精密検査

生後3か月頃までに精密検査※を実施

※子ども医療費等の受給資格者については別途支援あり

費用助成
の対象

検査方法

- 新生児聴覚検査は、赤ちゃんが眠っている間に専用の検査機器を使用し、音を聞かせて反応をみる検査です。
- 検査方法には、自動ABR(自動聴性脳幹反応)、またはOAE(耳音響放射)検査があります。



いずれか一方の検査が助成対象

自動ABR(自動聴性脳幹反応)は、機器を用いて脳波を読み取ります。

OAE(耳音響放射)検査は、内耳の細胞が振動するときに出る微かな音により、耳の聞こえを調べる検査方法です。



自動ABR(自動聴性脳幹反応)

費用助成の対象者と助成額

助成の対象者

検査日時点で市内に住所を有する
令和5年4月1日以降に生まれた者

助成額

新生児1人につき **3,000円**（定額）

- * 生後1か月までに受けた検査が対象（ただし、生後1か月以降であっても、疾患等で検査が受けられなかった場合などで医師が必要と判断した場合は、ご相談ください。）
- * 初回検査の結果、「再検査を要する(リファー)」の場合は、再検査も助成の対象

助成の受け方

母子健康手帳交付時

保健センターで、説明文書と

「**新生児聴覚スクリーニング検査費用助成申請書・助成券**」を受け取り



検査時

申請書に必要事項を記入し、医療機関へ提出。

検査を受けて費用の助成分（3,000円）を除いた金額を医療機関の窓口で支払い

県外等の医療機関では、助成の事務を取り扱っていただけないこともあります。その場合は、受検者(保護者)が一旦、医療機関の窓口で全額を支払いいただき、後日、保健センターで償還払いの手続きを行うことで、助成を受けることができます。

周知方法

令和5年4月1日以降に妊娠届を出される方

母子健康手帳交付時に、助成の説明文書と申請書・助成券を手渡し

妊娠8か月の妊婦

伴走型相談支援の面談時に、助成の説明文書と申請書・助成券を手渡し

※ 面談を希望されない妊婦は、出産をする医療機関で受け取り

妊娠9か月以降の妊婦

医療機関等(県内)に、助成の説明文書と申請書・助成券をお届け
出産をする医療機関等で受け取り

広報津、市ホームページ等でも周知

◆ 新生児聴覚スクリーニング検査費用助成申請書・助成券

第1号様式 (第5条関係)
新生児聴覚スクリーニング検査費用助成申請書兼助成券

年 月 日

(宛先) 津市長

住 所
申請者 氏 名
電 話 番 号

見 本

新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成を受けたいので次のとおり申請します。

同 意 書

私は、次の事項に同意します。

- 1 助成金の交付要件に該当しているかどうかについて、津市が住民基本台帳により確認すること。
- 2 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金に相当する額の全部又は一部を返還すること。

申請者氏名

年度 新生児聴覚スクリーニング検査費用助成券
津市長 (氏 名)

【協力医療機関確認欄】

申請者氏名		受検者氏名	
助成の額	3,000円	有効期限	検査を受けた日から1年後まで

この助成券を利用するときは、必ず下記の「申請者記入欄」に署名してください。

【申請者記入欄】 私は、右記協力医療機関に新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金の受給に係る権利を委任します。 年 月 日 申請者氏名	【協力医療機関記入欄】 受検日 協力医療機関名 検査医名 検査費用の額 円
--	---

※申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

問い合わせ



健康福祉部健康づくり課

TEL : 059-229-3310

FAX : 059-229-3346

〒514-8611 津市西丸之内23番1号



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

定例記者会見 令和5年3月27日(月) 11時00分～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
農林水産部 農林水産政策課 (電話059-229-3172)	農林水産政策課長 稲垣 正司

令和5年度も引き続き
肥料価格高騰にかかる
農業者支援を実施

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

令和5年度も引き続き

肥料価格高騰にかかる 農業者支援を実施



令和5年3月27日

令和4年度事業の実績見込み

1

**津市肥料価格高騰
農業者支援事業**

2

**津市肥料価格高騰
対策支援事業**

**支援
対象者**

116農業者

**JA及び肥料販売店22事業者
延べ260農業者**

**支援
額**

2,410,000円

1,959,301円

事業の概要

1 津市肥料価格高騰農業者支援事業

2 津市肥料価格高騰対策支援事業

目的

肥料価格高騰に伴い影響を受ける市内の農業者に対し、肥料購入費の一部を助成することで農業者の負担を軽減し、農業経営の維持を支援する

海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等国内資源の活用を進める取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を助成することで農業経営への影響を緩和する

対象者

次の1～5をすべて満たす農業者

1. 市内に農地を所有または借り受けている者
2. 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人等
3. **令和5年1月1日から同年5月31日までの間に、自らが使用する農業用肥料を4万円以上購入し、農産物の販売を行っている者**
4. 本支援金交付申請に関する誓約・同意書を提出できる者
5. 国または県等による肥料高騰に係る支援事業等を受けていない、または受ける予定のない者

次の1～4をすべて満たす農業者

1. 市内に農地を所有または借り受けている者
2. 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人等
3. **令和5年度国の春肥支援対象となった採択通知のある農業者グループ（参加農業者5名以上）**
4. 市の肥料高騰対策支援事業等を受けていない、または受ける予定のない者

1 令和5年度津市肥料価格高騰農業者支援事業

支援額

令和5年分(R5.1.1～R5.5.31)の肥料購入額が**4万円以上**の農業者について、肥料購入合計額に応じて支援金を交付(上限10万円)
予算額:200万円(原油価格・物価高騰対策事業)

肥料購入合計額	支援金	肥料購入合計額	支援金
4万円以上～9万円未満	5千円	52万円以上～61万円未満	6万円
9万円以上～18万円未満	1万円	61万円以上～70万円未満	7万円
18万円以上～26万円未満	2万円	70万円以上～78万円未満	8万円
26万円以上～35万円未満	3万円	78万円以上～87万円未満	9万円
35万円以上～44万円未満	4万円	87万円以上	10万円
44万円以上～52万円未満	5万円		

1 令和5年度津市肥料価格高騰農業者支援事業

申請に必要な書類

1. 申請書及び提出書類チェックシート
2. 肥料価格高騰農業者支援金交付申請書【第1号様式】
3. 肥料購入経費の領収書等の写し(R5.1.1～R5.5.31)
4. 本人確認書類(原則、顔写真付き)の写し※
5. 申請者名義の通帳の写し(金融機関名、支店名、支店番号、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)※
6. 肥料価格高騰農業者支援金交付申請に係る誓約・同意書【第2号様式】

※書類4.5.について、前回申請した内容と同じであれば、省略することができます
※申請に必要な書類のうち、チェックシート、第1号様式、第2号様式は、津市ホームページからダウンロードが可能となっているほか、市本庁舎6階農林水産政策課及び各総合支所地域振興課、市内各JAの営農センターまたは農作業支援センターでも配布しています

1 令和5年度津市肥料価格高騰農業者支援事業

申請受付
期間

令和5年4月1日～令和5年6月30日 当日消印有効
※申請は1事業者につき1回限り

申請方法

原則、**郵送**で受け付けます
(JAの組合員の方は、市内の各営農センターまたは各農作業支援センターでも提出いただけます。)

申請先
(郵送)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号
津市役所 農林水産部 農林水産政策課

2 令和5年度津市肥料価格高騰対策支援事業

予算額

1,816万4千円(原油価格・物価高騰対策事業)

国の支援額=(「当年の春肥料費」-「前年の春肥料費」)×70%(A)

県の支援額=(「当年の春肥料費」-「前年の春肥料費」-「国の支援額」)×50%(B)

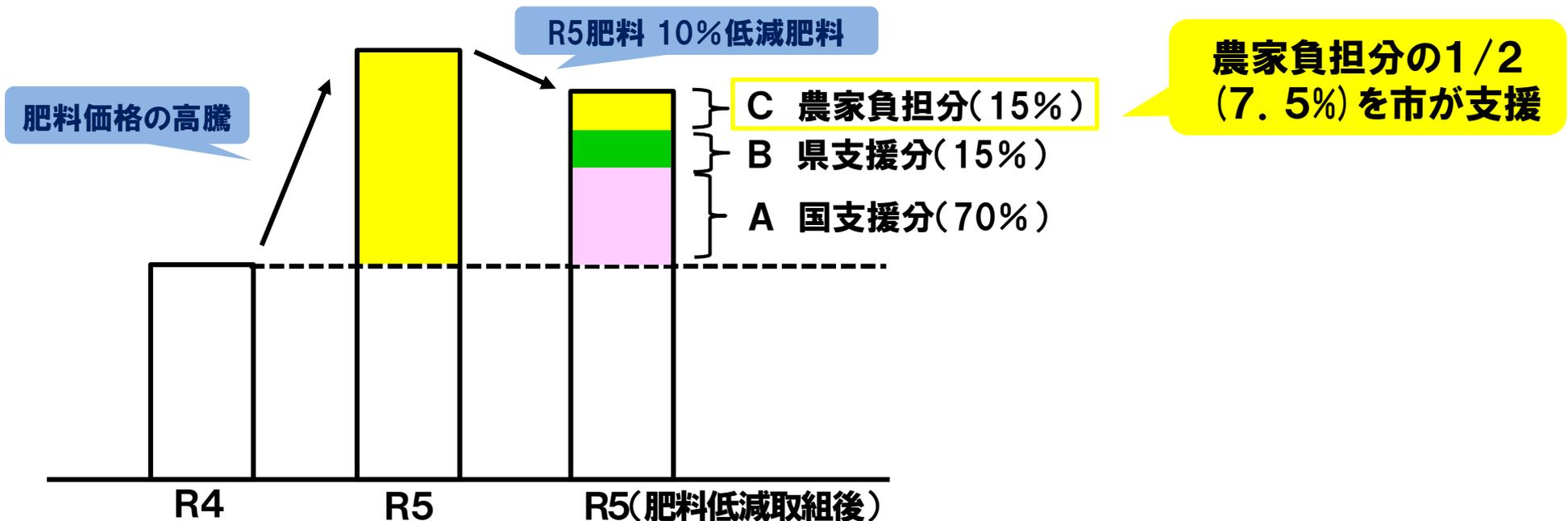
市の支援額=(「当年の春肥料費」-「前年の春肥料費」-「国・県の支援額」)×50%

「前年の春肥料費」=「当年の春肥料費」÷「価格高騰率」÷「使用量低減率」

※「価格高騰率」は、農業物価統計調査に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省農産局長が定め、事業実施主体となる三重県農業再生協議会において、示される高騰率を適用。

※「使用量低減率」は、化学肥料低減によって見込まれる削減率として0.9を用いる。

支援金
算定方法



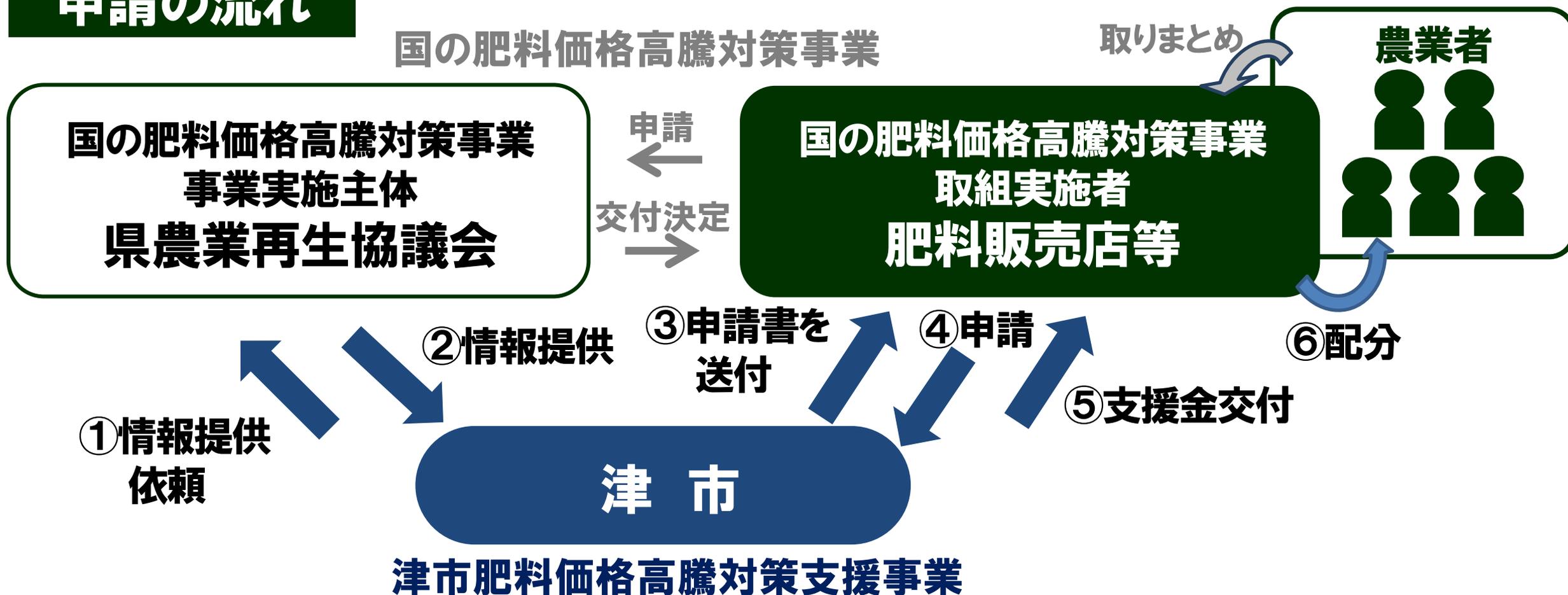
2 令和5年度津市肥料価格高騰対策支援事業

国の肥料価格高騰対策事業の事業実施主体である県農業再生協議会と連携を図り、国への申請手続きを行う肥料販売店等に市への申請手続きも担っていただくことで、農業者の負担をなくします。

申請の流れ

国の肥料価格高騰対策事業

取りまとめ



2 令和5年度津市肥料価格高騰対策支援事業

農業者の申請手続き(国の肥料価格高騰対策事業)

申請方法

肥料販売店等へ必要書類(①～⑤)を提出

必要書類

① 肥料価格高騰対策事業の申請に関する確認書

肥料価格高騰対策事業の申請に関する確認書

1. 申請要件の確認

- 農産物の販売を行っています。(※JAへの農産物の出荷、直売所での販売など)
- 化学肥料の使用量削減に取組む意向があります。

2. 申請書類の確認

申請に必要な書類 申請書(申請者ごとの記入欄あり)

- 化学肥料低減計画書(様式第2号)
- 対象となる肥料を注文・購入したことを証明する書類の写し。
※肥料の種類、数量、購入先が記載されているものにしてください。
(例)・注文書(予約書) 及び 請求書または領収書
・肥料注文・購入にかかる支払額・請求額通知書
- 肥料価格高騰対策事業の申請に関する確認書(様式第1号～4号)
- 農産物の販売実績を確認できる書類の写し。
※JA以外で農産物の販売を行っている方の
(例)・販売実績簿(簿記帳簿、確定申告書)
- 支援金受取口座の通帳写し。
※できる限りJAの口座としてください。

3. 申請確認事項

- JAを通じて申請を行う肥料費は、支援対象農産物のもは済ませておらず、また他種農産物への重複申請はありません。
- JAを通じて申請を行う肥料費のうち、当JA以外で購入したものは、「本対策事業の支援対象要件である肥料法に定められた肥料であること」および「補助金等を申請した後の肥料費であること」に該当しません。
- 支援金の交付要件を満たさないことが判明した場合や虚偽申告の事案が判明した場合等には、支援金を返還すること、または交付されないことと見なされます。

4. 注意事項

5. 申請書に添付する書類

6. 申請書の提出先

7. 申請書の提出期限

8. 申請書の提出場所

9. 申請書の提出方法

10. 申請書の提出時期

11. 申請書の提出回数

12. 申請書の提出回数

13. 申請書の提出回数

14. 申請書の提出回数

15. 申請書の提出回数

16. 申請書の提出回数

17. 申請書の提出回数

18. 申請書の提出回数

19. 申請書の提出回数

20. 申請書の提出回数

21. 申請書の提出回数

22. 申請書の提出回数

23. 申請書の提出回数

24. 申請書の提出回数

25. 申請書の提出回数

26. 申請書の提出回数

27. 申請書の提出回数

28. 申請書の提出回数

29. 申請書の提出回数

30. 申請書の提出回数

31. 申請書の提出回数

32. 申請書の提出回数

33. 申請書の提出回数

34. 申請書の提出回数

35. 申請書の提出回数

36. 申請書の提出回数

37. 申請書の提出回数

38. 申請書の提出回数

39. 申請書の提出回数

40. 申請書の提出回数

41. 申請書の提出回数

42. 申請書の提出回数

43. 申請書の提出回数

44. 申請書の提出回数

45. 申請書の提出回数

46. 申請書の提出回数

47. 申請書の提出回数

48. 申請書の提出回数

49. 申請書の提出回数

50. 申請書の提出回数

51. 申請書の提出回数

52. 申請書の提出回数

53. 申請書の提出回数

54. 申請書の提出回数

55. 申請書の提出回数

56. 申請書の提出回数

57. 申請書の提出回数

58. 申請書の提出回数

59. 申請書の提出回数

60. 申請書の提出回数

61. 申請書の提出回数

62. 申請書の提出回数

63. 申請書の提出回数

64. 申請書の提出回数

65. 申請書の提出回数

66. 申請書の提出回数

67. 申請書の提出回数

68. 申請書の提出回数

69. 申請書の提出回数

70. 申請書の提出回数

71. 申請書の提出回数

72. 申請書の提出回数

73. 申請書の提出回数

74. 申請書の提出回数

75. 申請書の提出回数

76. 申請書の提出回数

77. 申請書の提出回数

78. 申請書の提出回数

79. 申請書の提出回数

80. 申請書の提出回数

81. 申請書の提出回数

82. 申請書の提出回数

83. 申請書の提出回数

84. 申請書の提出回数

85. 申請書の提出回数

86. 申請書の提出回数

87. 申請書の提出回数

88. 申請書の提出回数

89. 申請書の提出回数

90. 申請書の提出回数

91. 申請書の提出回数

92. 申請書の提出回数

93. 申請書の提出回数

94. 申請書の提出回数

95. 申請書の提出回数

96. 申請書の提出回数

97. 申請書の提出回数

98. 申請書の提出回数

99. 申請書の提出回数

100. 申請書の提出回数

② 化学肥料低減計画書

化学肥料低減計画書

1. 申請者情報

2. 削減計画

3. 削減目標

4. 削減方法

5. 削減効果

6. 削減期間

7. 削減回数

8. 削減場所

9. 削減時期

10. 削減回数

11. 削減回数

12. 削減回数

13. 削減回数

14. 削減回数

15. 削減回数

16. 削減回数

17. 削減回数

18. 削減回数

19. 削減回数

20. 削減回数

21. 削減回数

22. 削減回数

23. 削減回数

24. 削減回数

25. 削減回数

26. 削減回数

27. 削減回数

28. 削減回数

29. 削減回数

30. 削減回数

31. 削減回数

32. 削減回数

33. 削減回数

34. 削減回数

35. 削減回数

36. 削減回数

37. 削減回数

38. 削減回数

39. 削減回数

40. 削減回数

41. 削減回数

42. 削減回数

43. 削減回数

44. 削減回数

45. 削減回数

46. 削減回数

47. 削減回数

48. 削減回数

49. 削減回数

50. 削減回数

51. 削減回数

52. 削減回数

53. 削減回数

54. 削減回数

55. 削減回数

56. 削減回数

57. 削減回数

58. 削減回数

59. 削減回数

60. 削減回数

61. 削減回数

62. 削減回数

63. 削減回数

64. 削減回数

65. 削減回数

66. 削減回数

67. 削減回数

68. 削減回数

69. 削減回数

70. 削減回数

71. 削減回数

72. 削減回数

73. 削減回数

74. 削減回数

75. 削減回数

76. 削減回数

77. 削減回数

78. 削減回数

79. 削減回数

80. 削減回数

81. 削減回数

82. 削減回数

83. 削減回数

84. 削減回数

85. 削減回数

86. 削減回数

87. 削減回数

88. 削減回数

89. 削減回数

90. 削減回数

91. 削減回数

92. 削減回数

93. 削減回数

94. 削減回数

95. 削減回数

96. 削減回数

97. 削減回数

98. 削減回数

99. 削減回数

100. 削減回数

③ 対象となる肥料を注文・購入したことを証明する書類の写し
(例:注文書 及び 請求書または領収書)

④ 農産物の販売実績を確認できる書類の写し
(例:販売伝票または決算書、確定申告書)

⑤ 支援金受取口座の通帳写し

2 令和5年度津市肥料価格高騰対策支援事業

申請手続き(津市肥料価格高騰対策支援事業)

令和5年7月頃から随時 津市から肥料販売店等へ
肥料価格高騰対策支援金交付申請書を送付

申請方法

津市から送付された申請書に必要事項を記入し、
肥料販売店等が郵送にて申請

申請書類

肥料価格高騰対策支援金交付申請書

申請書 郵送先

〒514-8611 津市西丸之内23番1号
農林水産部農林水産政策課

申請締切

令和5年10月31日(火)

問い合わせ先



農林水産部農林水産政策課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL 059-229-3172

FAX 059-229-3168

定例記者会見 令和5年3月27日(月) 11時00分～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
都市計画部 都市政策課 (電話059-229-3183)	都市政策課長 酒井 亮

大門・丸之内地区
未来ビジョンに基づく
まちづくりを進めます

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

大門・丸之内地区 未来ビジョンに基づく まちづくりを進めます



令和5年3月27日

未来ビジョンづくり

未来ビジョン策定経過

令和3
年度

現況調査・分析及び課題整理・方向性の検討



津市大門・丸之内地区未来ビジョン策定委員会の設置



令和4
年度

令和5年3月20日

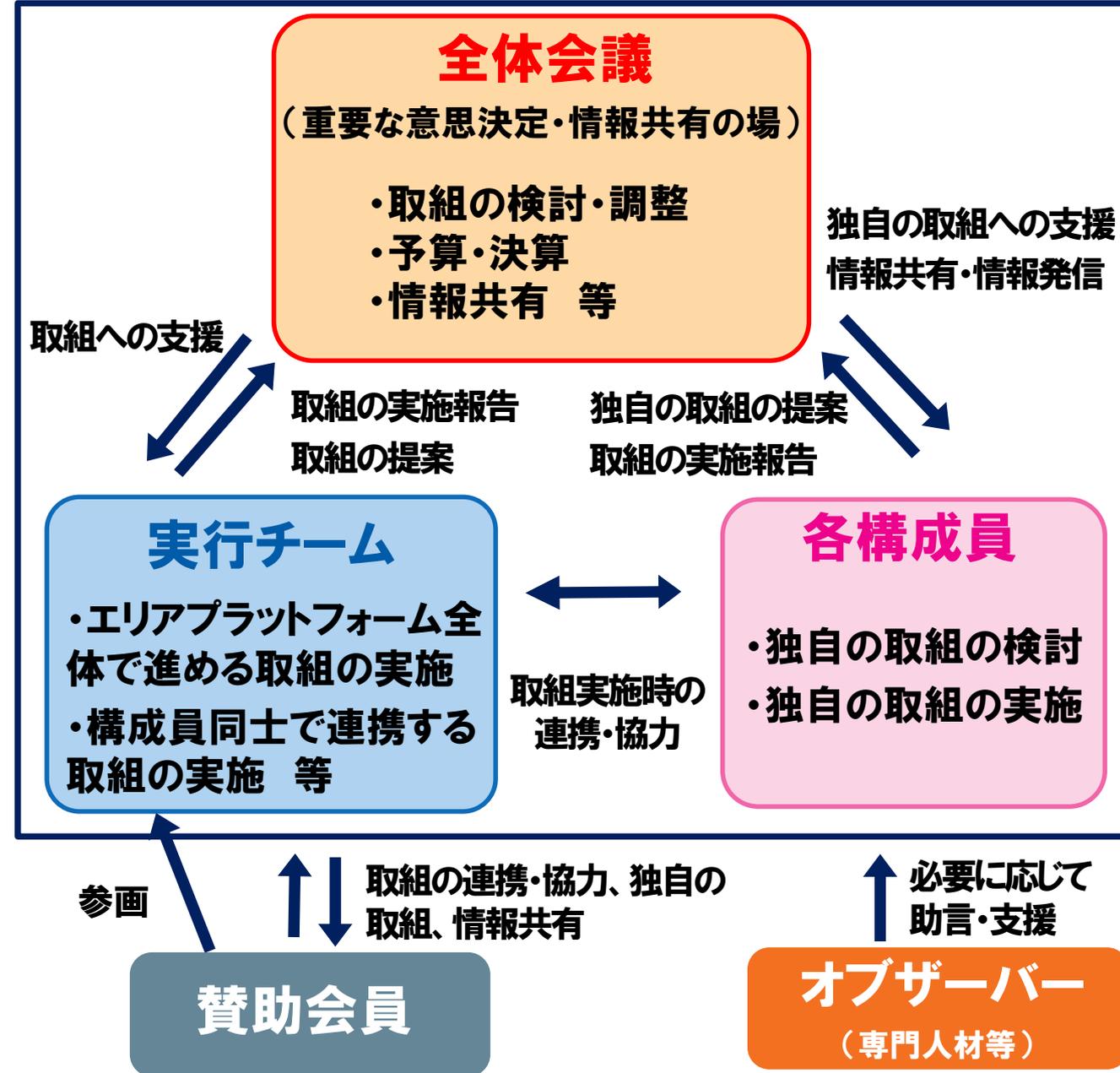
エリアプラットフォーム「大門・丸之内 未来のまちづくり」の設立
「津市大門・丸之内地区未来ビジョン」の策定

エリアプラットフォーム「大門・丸之内未来のまちづくり」

構成員

まちづくり会社	株式会社まちづくり津夢時風
自治会	敬和地区自治会連合会
	養正地区自治会連合会
商工団体	公益社団法人津青年会議所
	津商工会議所
商店街	津市大門大通り商店街振興組合
	津市大門商店街商業協同組合
	丸之内商店街振興組合
企業	岡三証券株式会社
	株式会社NTTファシリティーズ
	株式会社津センターパレス
	株式会社津松菱
	株式会社百五銀行
	Hotel 津 Center Palace
	三重交通株式会社
市民参画者	市民参画者 3名
行政	国土交通省中部地方整備局
	三重河川国道事務所
	三重県県土整備部
	津市都市計画部
	津市商工観光部

進め方



大門・丸之内地区未来ビジョン



5つの目標

目標 1 人が集い、交流、活動できるまち

目標 2 楽しく歩いて回遊できるまち

目標 3 エリア価値の高いまち

目標 4 魅力情報が発信されるまち

目標 5 持続可能なまち

令和5年度以降 エリアプラットフォームが主体となった**未来ビジョンに基づく取組**を展開

まずは**未来ビジョンに基づく先導的な取組**となる「**リーディングプロジェクト**」に取り組む

先導的な取組となる「リーディングプロジェクト」

リーディングプロジェクトとは

特に重点的、優先的、横断的に取り組むべき施策として先導的に実施し、目標達成への道筋を示すもの

目標1

人が集い、交流、活動できるまち

- お城公園、お城前公園、観音公園、津市まん中広場などの活用

市民主体イベント等への開放、ライトアップ等の検討、市民による清掃活動等の実施 など

目標2

楽しく歩いて回遊できるまち

- 立町・大門大通り、国道23号の活用
立町・大門大通り、国道23号(丸之内商店街エリア)の実験的な取組の実施

- 新たな移動手段の導入

シェアサイクルの試行、次世代モビリティ検討、アプリ等を活用した来訪促進 など

道路空間を活用した実験的な取組として令和5年度にエリアプラットフォーム「大門・丸之内 未来のまちづくり」にて実施

目標3

エリア価値の高いまち

- 空き地・空き家・空き店舗の活用

空き家・空き店舗の実態調査、物件情報の発信、空き店舗を活用した出店への支援 など

目標4

魅力情報が発信されるまち

- 地域が一体となった情報発信

地域のホームページ等の作成・運用、SNSを活用した発信、プレスリリースの強化 など

目標5

持続可能なまち

- 清潔な空間づくり、安全・安心なまちづくり

公共空間の清掃・美化、防災対策活動の活性化、防犯対策の実施 など

エリアプラットフォームにおける令和5年度の取組

道路空間を活用した実験的な取組

短期的な目的 恒常的な人の流れ・賑わいの創出

イベント時の賑わいは実証されており、
一過性の賑わいは十分ある
課題は、**平日の恒常的な人の流れの不足**

大門・丸之内地区の**多数の勤務者をターゲット**とした
恒常的な人の流れを創出する必要がある

実験を通じ地区の勤務者を中心とした
恒常的な賑わい創出を検証

大門・丸之内地区の平日の道路空間の状況



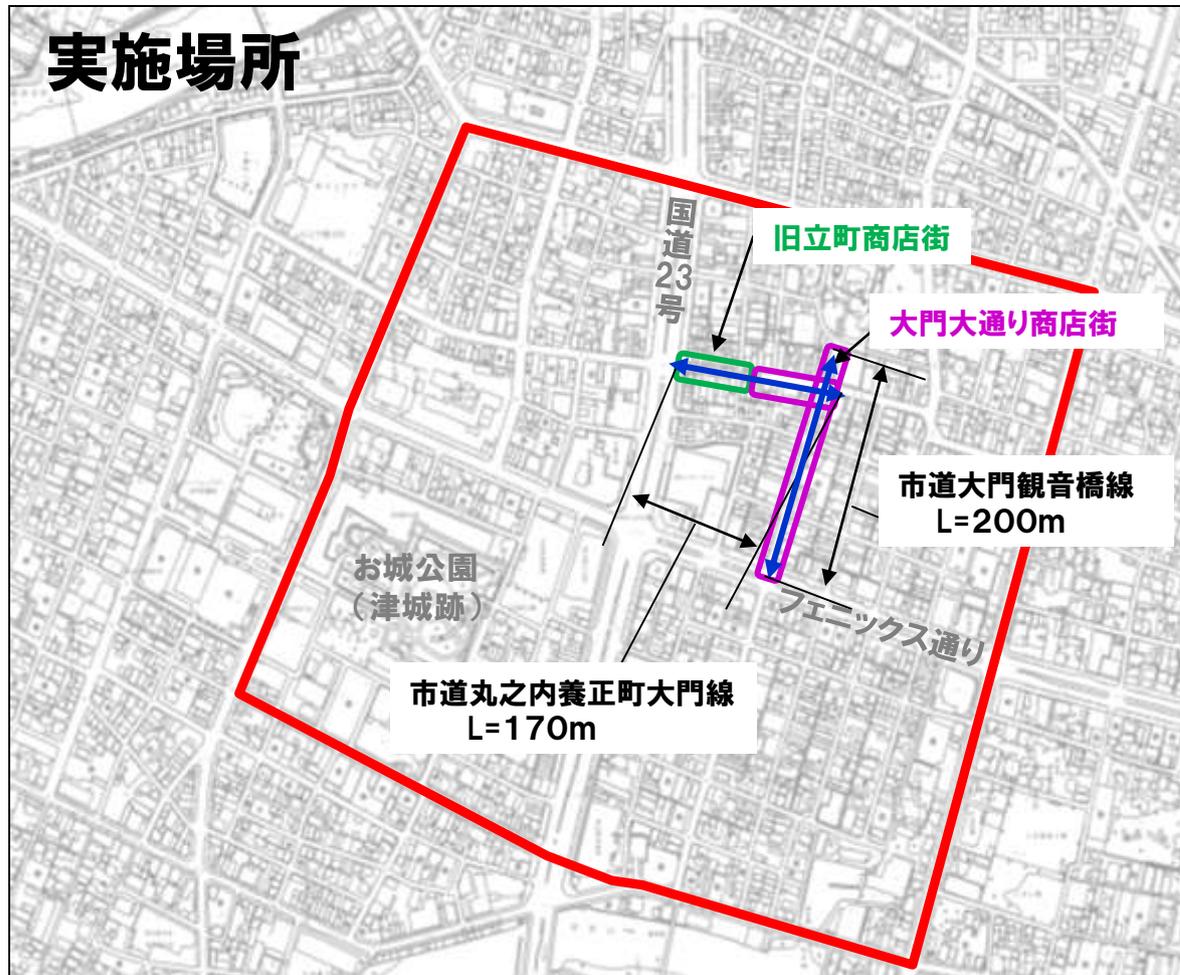
参考：津駅社会実験

エリアプラットフォームにおける令和5年度の取組

実験的な取組① 立町・大門大通り商店街内道路の利活用

商店街内道路について、車両通行を想定し、賑わい空間と歩道空間を道路上に確保したうえ、恒常的な人の流れが生まれるかを検証する取組を行い、将来的な道路空間のあり方の検討、土地・建物の活用と流動化につなげる。

実施場所



エリアプラットフォームにおける事業内容

- ◆ 想定事業費 約250万円
(内訳)
 - ・テーブル・ベンチ・人工芝等の設置
 - ・キッチンカー進入に伴う養生費(タイル保護)
 - ・交通誘導に係る経費 など
- ◆ 実施想定スケジュール
令和5年 秋頃(2週間程度)
- ◆ 費用負担
大門大通り商店街振興組合と津市で
ともに事業費の1/2を上限に負担

エリアプラットフォームにおける令和5年度の取組

実験的な取組① 立町・大門大通り商店街内道路の利活用

立町・大門大通り商店街内道路の車道化にあたっては、この通りの魅力を損なわない方法を検討していく。

想定する道路空間のイメージ(大門大通り商店街の幅員9m)



参考:新潟市



参考:竹原市



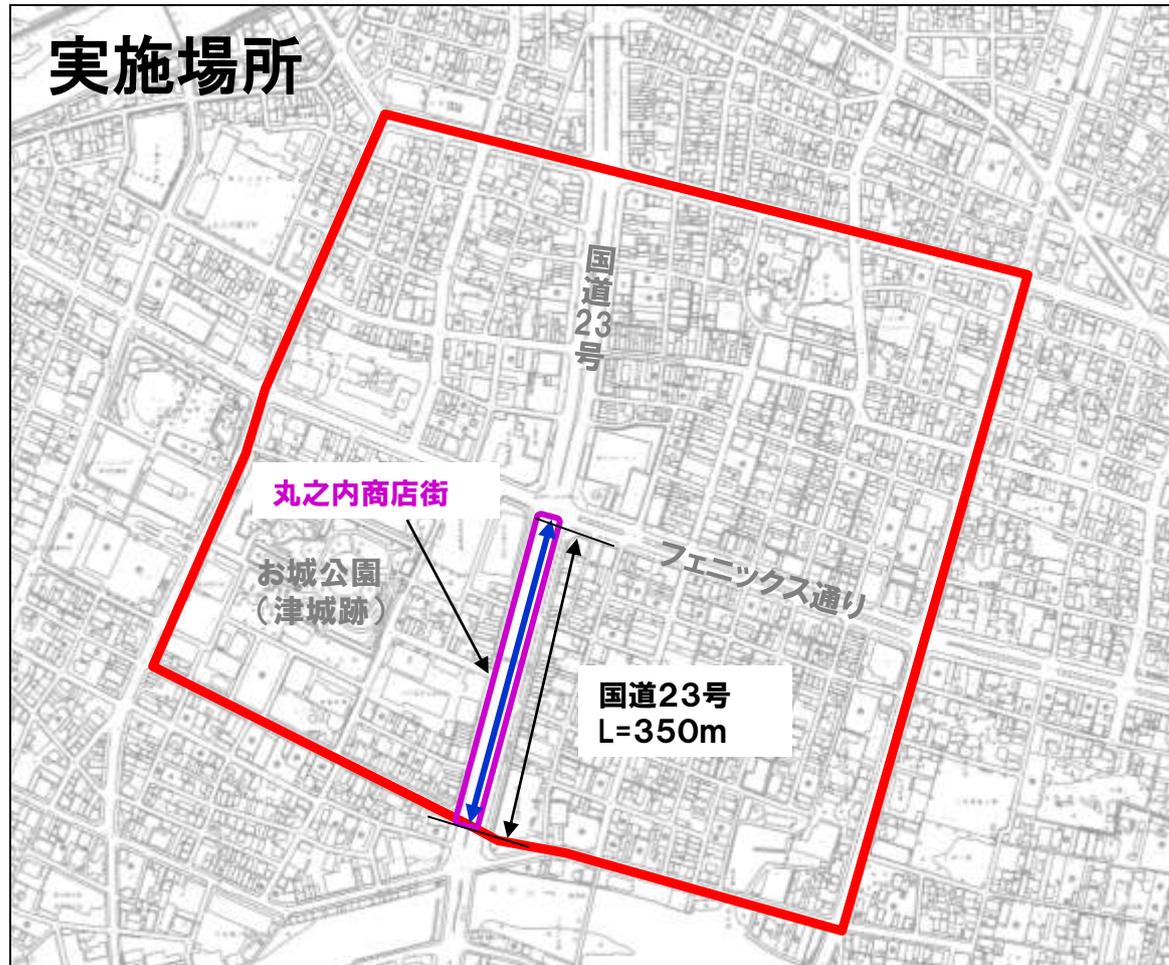
通りの魅力を損なわない道路空間を実現している他市の事例

エリアプラットフォームにおける令和5年度の取組

実験的な取組② 国道23号(丸之内商店街エリア)の利活用

国道23号(丸之内商店街エリア)において、車道の1車線を規制してキッチンカー等を配置し、恒常的な人の流れが生まれるかを検証する取組を行い、将来的な道路空間のあり方の検討、土地・建物の活用と流動化につなげる。

実施場所



エリアプラットフォームにおける事業内容

- ◆ 想定事業費 約250万円
(内訳)
 - ・テーブル・ベンチ等の設置
 - ・車道へのバリアード設置
 - ・交通誘導に係る経費 など
- ◆ 実施想定スケジュール
令和5年 秋頃(2週間程度)
- ◆ 費用負担
丸之内商店街振興組合と津市で
ともに事業費の1/2を上限に負担

エリアプラットフォームにおける令和5年度の取組

実験的な取組② 国道23号(丸之内商店街エリア)の利活用

幹線道路沿道で多くのバスが停車し、百貨店等の集客施設があるなど、ポテンシャルが高い地区にも関わらず、空き店舗が増え、滞留性も低い状況にあるため、ポテンシャルの活用・滞留性の向上につながる道路空間づくりを検討していく。

滞留性向上につながる道路空間のイメージ



丸之内地区の現在の状況



参考:新潟市



参考:豊島区

滞留性向上につながる道路空間を実現している他市の事例

未来ビジョンに描く将来像の実現に向けて

エリアプラットフォームなどによる取組

- 実験的な取組により、勤務者を中心とした恒常的な賑わいを創出し、この地区のポテンシャルを示す
- この地区のポテンシャルを実感して、空き地・空き家・空き店舗を活用した新たな店舗の進出が進む
- 実験的な取組成果を踏まえ、必要な道路整備を図る

- 新たな店舗運営が軌道に乗り、人の流れが定着しはじめる
- この地区に魅力を感じた企業、商業者、地権者等が、新たな土地利用を模索しはじめる

少しずつまちが変化

- 小規模な土地集約による施設等の立地促進、民間主体による小規模な土地区画整理事業、住商一体型の再開発事業の促進などにより、先行的な土地再編へつなぐ

着実にまちが変化

都市機能が充実することで居心地の良い空間が形成され、土地再編が進む

回遊性・エリアの価値の高いまち

津市における都市計画

- 土地・建物の流動化・集約化に向けて、地権者等の将来的な意向を調査し把握

- 地権者意向を踏まえた土地利用のあり方を検討し、地域地区の見直し、地区計画制度や市街地開発制度の活用などを都市マスタープランへ反映し、都市計画を決定

短期

短期から中期

中期から長期

問い合わせ



都市計画部都市政策課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL :059-229-3183

FAX :059-229-3336

E-Mail:229-3177@city.tsu.lg.jp

定例記者会見 令和5年3月27日(月) 11時00分～	
場 所 庁議室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
商工観光部 商業振興労政課 (電話059-229-3169)	商業振興労政課長 山口 尚利

令和5年4月29日(土・祝)
4年ぶりに高虎楽座を開催

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

令和5年4月29日 (土・祝)

4年ぶりに 高虎楽座を開催



令和5年3月27日

高虎楽座について

高虎楽座とは

津市中心部のフェニックス通り及び津市まん中広場を会場に、津市の基礎となる都市機能を整備したことで知られる「藤堂高虎公」の功績を再認識し、津市独自の伝統文化の保存、継承及び商業の振興や中心市街地の活性化を目的に平成4年度から開催しているイベント

近年の開催状況

令和元年度
(2019年度)

令和2年度
(2020年度)

令和3年度
(2021年度)

令和4年度
(2022年度)

令和5年度
(2023年度)

第55回(R1.4.27)
【来場者28,000人】

第56回(R1.11.2)
【来場者36,000人】

コロナで中止

コロナで中止

コロナで中止

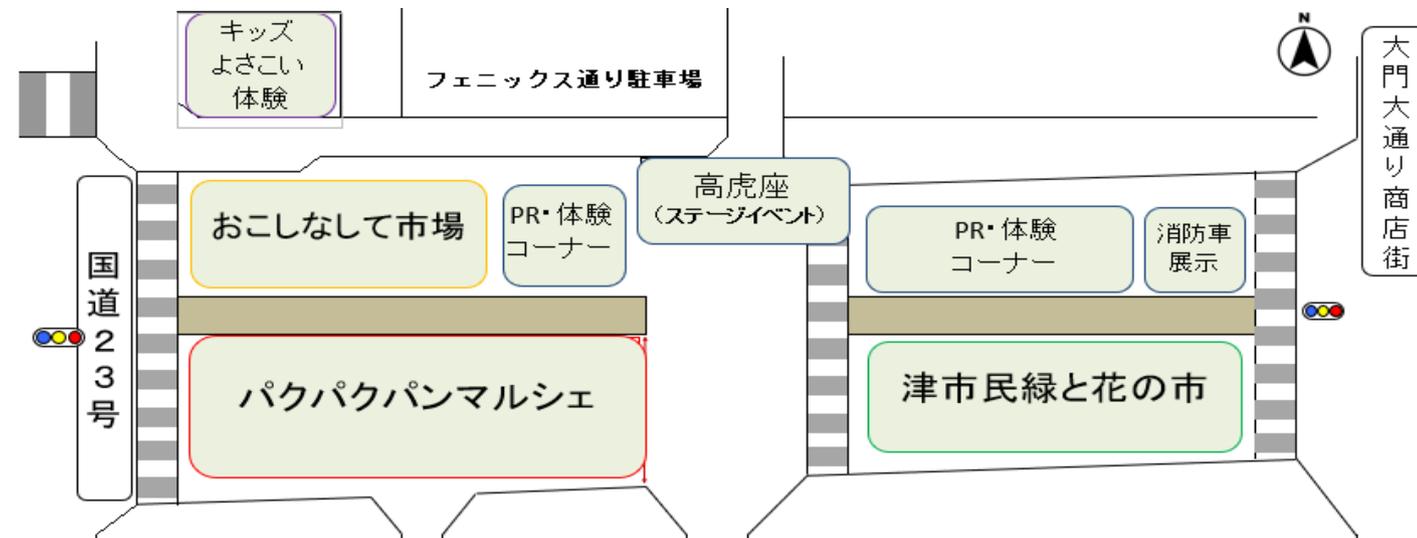
第57回

4年ぶりに開催!!

イベントの内容

- ◆ 高虎座(ステージイベント) 子ども唐人、高虎太鼓、ダンスなど
- ◆ おこしなして市場 一志・美杉・白山地域の物産品販売
- ◆ 津のパクパクパンマルシェ 三重県内のパン屋さんが大集合する市場
- ◆ 津っキャラスタンプラリー 商店街に設置されたスタンプを集めた方に景品をプレゼント
- ◆ キッズよさこい体験 子ども向けのよさこい体験講座を開催
- ◆ PR体験コーナー あすまいるPRコーナー・消防PRコーナー・(一社)三重県技能士会体験コーナーなど
- ◆ 第36回津市民緑と花の市(同時開催)

会場見取図



同時開催

第36回津市民緑と花の市

毎年、春と秋に、緑化・美化を啓発し、緑あふれる美しいまちづくりを推進するため、津市民緑と花の市を開催

▶ 令和5年春 フェニックス通りに場所を移して実施

▶ 高虎楽座との同時開催で、大門・丸之内地区のさらなる活性化へ

内容

- 花苗、庭木、園芸用品の販売
- キッズイベント
- 緑の相談室(13:00~15:00)

※ ガーデニング講習会と記念樹配布は、5月27日、28日に実施
開催場所:津リージョンプラザ

近年の
開催状況

令和4年秋に3年ぶりに開催
春は、4年ぶりの開催



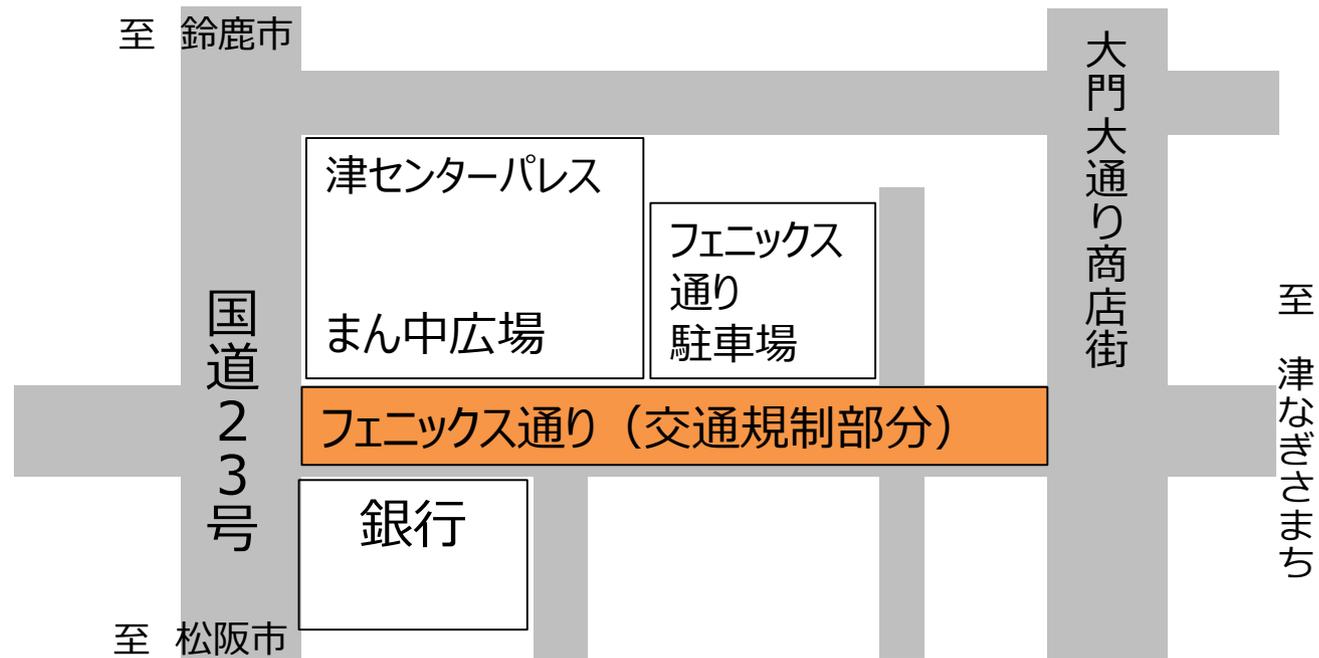
交通規制について

当日は、高虎楽座開催に伴い、会場となる「フェニックス通り・津市まん中広場」周辺で交通規制を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

交通規制の日時

令和5年4月29日 午前7時から午後6時まで

交通規制場所



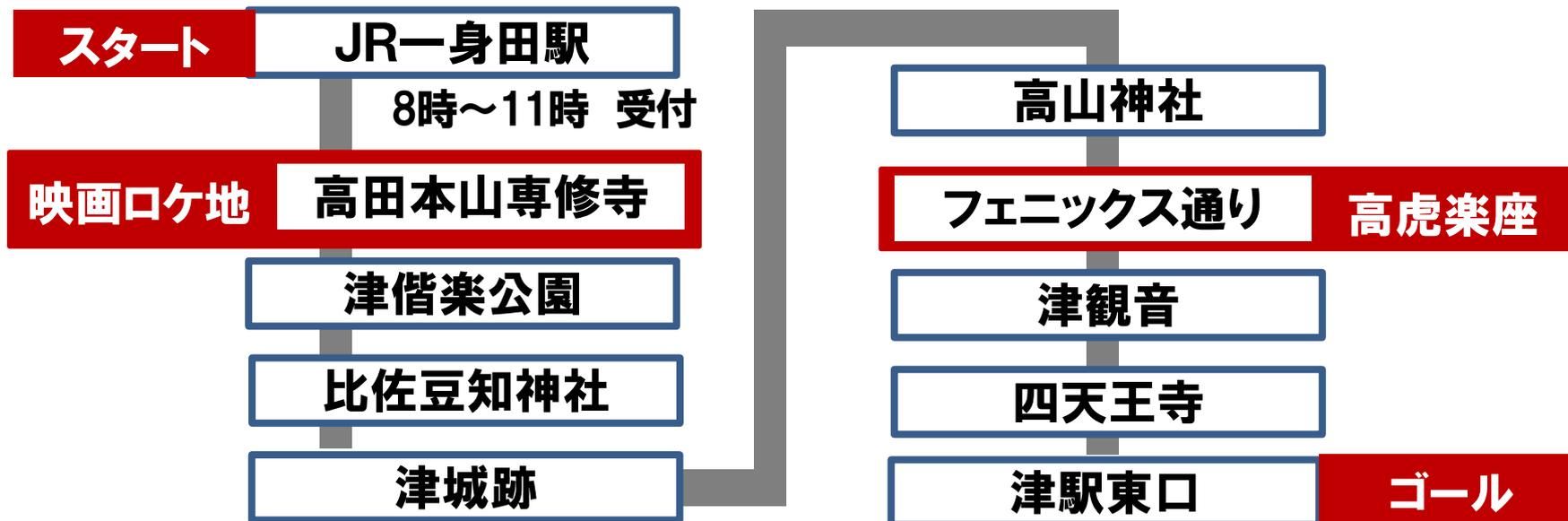
その他

当日、雨天によりフェニックス通り・津市まん中広場でのイベントが中止となった場合は、交通規制はいたしません。

中心市街地の商業の活性化を目的に平成17年度から実施している、藤堂高虎公ゆかりの地や津のまちの名所・旧跡・商店街を巡るウォーキングイベント
映画「わたしの幸せな結婚」のロケ地 高田本山専修寺境内の通天橋で映画公開記念の「パネル展」を開催中

- 参加費無料(雨天でも開催します)
- 事前申し込み不要(当日、受付時間内にJR一身田駅駅舎前にて受付)

津のまん中ウォークコース(8.2キロ 約2時間30分)



問い合わせ

天候等により、イベント内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



第57回高虎楽座に関するお問い合わせ

高虎楽座運営協議会事務局
(商工観光部商業振興労政課)

TEL : 059-229-3169

FAX : 059-229-3335

E-Mail : 229-3114@city.tsu.lg.jp

緑と花の市に関するお問い合わせ

都市計画部都市政策課

TEL : 059-229-3290

FAX : 059-229-3336

E-Mail : 229-3177@city.tsu.lg.jp

津のまん中ウォークに関するお問い合わせ

商工観光部商業振興労政課